

税のプロムナード

災害にあつたときの税
今年は、雲仙で大きな噴火があり、民家などが大きな被害を受けました。

ご存知ですか、このような災害や盗難などで被害を受けた時は所得税の軽減措置が受けられます。

問合せ

税務課 ☎ 841-2133

災害にあつたときの税

今年は、雲仙で大きな噴火があり、民家などが大きな被害を受けました。

ご存知ですか、このような災害や盗難などで被害を受けた時は所得税の軽減措置が受けられます。

青色申告をはじめる方へ

むずかしい手続はいりません。青色申告をしようとする

出してください。
年3月15日までに「青色申

固定資産の課税台帳が縦覧できます
平成4年度の固定資産税の課税基礎となる台帳の縦覧を行います。

縦覧日時

3月2日～23日
午前8時30分～午後5時
(土曜日は午前8時30分)

正しい申告と

安全で便利で豊かな生活

還付申告は2月16日以前でも受けつけます

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームをローン等で取

得した場合

②多額の医療費を支払った時

③災害や盗難にあつた時

④年の中途で退職し、再就職していらない場合

税務署が閉まつて いるときの文書提出は?

税務署の窓口受付時間が過ぎてしまった場合、もしその日が申告期限だつたらどうしますか。

そんな時、「時間外文書収受箱」をご利用ください。

この「時間外文書収受箱」は、郵便ポストを小さくしたような銀色のもので税務署の玄関前にあります。でも、提出書類は余裕を持つて作成するのが一番ですね。

出張相談

2月17・27・28日(譲渡・所得税)
3月5・10・11日(所得・消費税)
場所 役場第1・2会議室
時間 午前9時30分～午後4時

2月17日から3月16日まで



▼毎日の帳簿がもとになります

